

Radicacion de Extranjeros, 1891-1898, bundle Japon, Philippine National Archives. Manila: Philippines.
 Tyner, James A. 2009. *The Philippines: Mobilities, Identities, Globalization*. New York and London: Routledge.

鈴木絢女、『〈民主政治〉の自由と秩序——マレーシア政治体制論の再構築』京都大学学術出版会、2010、304p.

I 本書の内容

マレーシアは、1971年以降、複数政党が参加する競争的選挙を定期的実施する一方で、市民的、政治的な自由を法によって相当程度制限している。既存の政治体制や民主化の研究では、競争的選挙が存在する中で、自由を相当程度制限するこうした政治体制は、持続しにくいと考えられてきたが、マレーシアでは40年以上、同じ体制が持続してきたのか。あるいは、国民の中に複数の下位文化が並存する一方で、これらを架橋するような上位文化が存在せず、恒久的な多数派と少数派を生む構造を持つマレーシアがなぜ、冷戦後の旧ユーゴスラビアやルワンダで見られたように、暴力を伴う紛争に至らず、長期の政治的秩序の安定を維持しているのか。このように本書は、マレーシア研究のみならず、比較政治学上の重要課題に正面から切り込んだ著作であり、自由、民主主義、政治的安定といった我々が普段使い慣れた言葉に真剣な再考を迫る著作でもある。

上記のクエスチョンに対し、既存研究は「支配集団とそれに抑圧される被支配集団という二主体間の対立という枠組みで政治体制のダイナミクスを説明し、自由民主主義の「欠如態」としてマレーシアの政治体制を解釈してきた (p.24)。しかし、既存研究は「支配階級」対「被支配階級」という二主体間の対立や自由民主主義の理念型からの距離にこだわるあまり、多様な主体が包括的に参加するマレーシア政治のダイナミズムや、少数派に対するマレーシア政府の応答性の高さを十分に説明できないままである。

既存研究の問題点を踏まえて著者が新たに打ち出す回答は、1971年以降、マレーシアが運用してきた「協議・相互主義的的制度」にあるという。協議・相互主義的的制度とは、「政府、議会多数派・少数派、多数派・少数派民族、議会内外団体といった立場の異なる主体が、自身の権利や権限を保障・実現するために互いに取引し、『合意』を形成する結果として政治制度が形成され、政府も含めた各主体がそれによって拘束されるという制度観である」(p.10)。この協議・相互主義的の制度の最大の要点は、協議を経て成立した法(制度)が少数派や政府に批判的な勢力だけでなく、政府や多数派をも拘束し、あたかも「箍のはめ合い」のように両者の行動を規定する点にある。換言すれば、この合意に基づく法の制定が前提にあるために、仮に多数派や政府が恣意的に法から逸脱しようとするれば、少数派や野党、政府に批判的な社会団体は、制定時の法(の精神)に基づき、政府や多数派を糾弾してその決定を撤回することも出来るのである。

留意すべきは、こうした協議・相互主義的の制度が実在する背景として著者が指摘する「厳格な遵法主義」「法に従った統治」といった政治文化の存在である。つまり、政治状況に応じて憲法が柔軟に解釈・運用されたり、法の条文にない「事実上の禁止」が存在したインドネシアとは異なり、マレーシアでは植民地統治期からの伝統を受け継いで、明文化され、厳格に執行される法が存在し、それに基づいた政治が行われてきたのである (p.31)。

こうした政治文化が存在するために、多様な主体を包括する話し合いや取引(=協議)を経て各主体の選好の均衡点として成立する法(制度)は、一度成立すると、連邦下院議会で3分の2の議席の維持を目指す与党の選挙上の考慮(=相互依存状況)もあって、なかなか破られない。以上が、長期の政治体制の維持や安定的な政治秩序というマレーシア政治をめぐる重大なクエスチョンに対する、協議・相互主義的の制度から見た著者の仮説となっている。

この仮説を実証するために、著者は、1971年憲法(修正)法、1981年、1983年結社法(修正)法、1986年国家機密法(修正)法、1987年印刷機・出

出版物法(修正)法, 1988年憲法(修正)法, という5つの法の制定過程と, 国家経済諮問評議会による長期経済計画の作成, という合計6つの事例を通じた検証を行っている。紙幅の関係上, 実証の中身について, ここでは詳細を紹介できないが, 法の制定過程における合意形成の基盤が限定的であるために, 恣意的な解釈と運用によって特徴づけられる1987年印刷機・出版物法(修正)法を除き, 他の事例は, 協議・相互主義的制度の分析枠組みによって捉えることが可能であるとされる。

II 本書の評価

本書は, 1970年代から80年代にかけてマレーシアの与党・国民戦線(Barisan Nasional)が成立して安定するまでの期間を扱っている。この期間のマレーシアの政治過程を取り扱った研究にはミーンズやジェスターソンなどの先駆的研究があり, マハティール政権に直接の焦点を当てたものを含めれば研究は比較的多い[Means 1991; Jesudason 1989]。先行研究との比較で本書が持つ強みは, 分析事例を主に自由を制限する法の制定過程に集中させることで, 単なる政治過程の記述だけでなく, 関係アクターを網羅的に特定しつつ, 各アクターの意図を明らかにし, さらに法の実施・運用の分析にも一部踏み込んでいる点にある。¹⁾特に本書が多くページを割いているような政治過程における各アクターの意図の詳細な分析については, 既存研究では必ずしも意識的に検討されてこなかった課題であり, 本書の後に続くマレーシア研究が今後, 見習うべき課題である。

また, こうしたアクターの意図を網羅的に整理・分析する作業が前提としてあったからこそ, 包括的なアクターの参加の中で進められる交渉, 取引, 妥協といったマレーシア政治が本来持っている複雑な政治のダイナミズムを過度に単純化することを避けつつ, 他国との比較可能性をも視野に入れた政治体制の分析枠組み(=協議・相互主義的制度)を構築することが可能となったといえ

るであろう。また, この分析枠組みの提示によって本書は, マレーシア研究者以外の比較政治学者に対しても, 政治体制の研究では, 近年, 突出して注目されがちな自由や競争という概念以外に, 包括性や応答性という概念が重要であることを再認識させることに成功した。

資料の活用という点でも本書は重要な貢献を行っている。本書は, 実証の際の資料として連邦下院議会の議事録を基本とし, 当時の新聞や雑誌, ニューズレターなどの一次資料をふんだんに活用するとともに, 当事者への直接のインタビューを行っている。特に, 本書が従来のマレーシア研究ではほとんど使われてこなかった連邦下院議会の議事録を活用して, 法の制定過程におけるアクターの意図を描き出すことにかかなりの程度成功したことで, 連邦下院議会の議事録の資料としての有効性が示された。

このようにマレーシア研究だけに留まらず, 比較政治研究の分野にもわたって貢献のある本書だが, 若干の疑問点が無い訳ではない。それは, 協議・相互主義的制度の解釈についてである。本書で協議・相互主義的制度の事例とされたのは, 国家経済諮問評議会の事例を除き, 個人や集団の自由を制限するための法の制定過程であるが, これらの法の制定は全て政府から提案されており, 制定過程での若干の妥協は見られるものの, 最終的にはいずれも政府の当初の意図がほぼ通る形で立法化されている。例を挙げよう。国家機密法の制定過程では当初から政府の意図は, 機密漏洩を抑制するために, 違反者への実刑, 公務上の秘密を指定する行政権限, 司法の介入の除外等であった。市民社会側から提起された公務上の秘密の範疇の限定についての修正は受け入れたが, 当初の政府の意図は明確に反映された(p.191)。ここに見られるように, 政府は常にアリーナを自ら設定し, そこで若干の妥協はしたが, 当初の意図を達成しているように思われる。

比較政治研究の分野ではガンディが指摘するように, 権威主義的体制が野党や反対派の動員を妨げたり, 反対を一定程度に留めるために名目上は民主的な制度(議会や政党)を利用して限定的妥

1) 本書と同様に, 政治過程の分析だけでなく, アクターの「意図」やその後の「実施」に注目して分析を進めている先行研究として, 鳥居[2006]がある。

協を図ることはすでに知られている [Gandhi 2008]。本書は既存研究が、恣意的に抑圧する「支配集団」と力を持たない「被支配集団」の二者間対立の構図に留まっていることを批判し、自由以外にも包括性や応答性といった概念が政治体制分析に重要であることを示したが、この包括性や応答性という体制の性質は、本書の事例から見ても、あくまで政府が許容する範囲内に留まっていたと見ることができないのではないか。²⁾ さらに、著者の定義では、包括性や応答性を実現するためのアリーナである協議の場では、政治的自由やメディアの独立といった自由主義的制度的存在が前提とはされていない (p.29)。事実、マレーシア政治に自由主義的制度的欠如していることが野党や市民社会からの批判的的となってきた。こうした条件の下では、政府が主導する協議は、一般的に政府に大きく有利なものになりがちである。

以上を考慮すれば、本書が提示した協議・相互主義的制度的は著者が批判する既存研究の準権威主義体制論とかなり近い概念であり、準権威主義体制論を構成する主要な制度的の1つとして見なすことも可能ではないだろうか。事実、本書のある箇所では著者自身も、準権威主義体制論者に分類するクラウチの応答性の議論に影響を受けていると述べている。「クラウチが、『権威主義的』制度と『応答性』の並存状況によってマレーシア政治を見るのに対して、本書は『権威主義的』制度が実は『応答性』によって裏打ちされており、これが少数派や社会団体による政治活動を保障する屋台骨となっていると論じている」(p.18)。ただし、権威主義的制度的が「少数派や社会集団による政治活動を保障する屋台骨」とまでなっているのかは、実際に成立した法(制度)の実施・運用の状況を見ていく必要があるが、本書が事例研究のパートで分析する法の実施・運用の状況は、法の制定過程におけるアクターの意図の徹底した分析と比較して、少数の例外的事例からかなり意図的に著者の

議論に沿うような結論を導き出しているように思える。法の実施・運用の実際の状況については、さらなる検討が必要であろう。

しかしながら、以上のような書評者が感じた疑問は、本書の価値を低めるものでは全くない。むしろ、本書が提示した協議・相互主義的制度的という分析枠組みが、マレーシア研究の分野だけでなく比較政治の分野においても、広く議論を惹起し、アピールすることのできる魅力的な枠組みであるからこそ、書評者のような読み方も可能となるのである。本書は政治体制研究や民主化研究に重要な一石を投じた著作として今後も参照されていくことであろう。

(伊賀 司・京都大学東南アジア研究所)

参考文献

- Gandhi, Jennifer. 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. New York: Cambridge University Press.
- Jesudason, James V. 1989. *Ethnicity and the Economy: The State, Chinese Business, and Multinationals in Malaysia*. Singapore: Oxford University Press.
- Means, Gordon. 1991. *Malaysian Politics: The Second Generation*. Singapore and New York: Oxford University Press.
- 鳥居 高(編). 2006. 『マハティール政権下のマレーシア——「イスラーム先進国」をめざした22年』アジア経済研究所.

Robert Cribb. *Digital Atlas of Indonesian History*. Copenhagen: NIAS Press, 2010, DVD with 487 maps + 80p. user guide.

2001年の夏のこと、インドネシアでの調査を終え、夜行便で関空に向かう途中トランジットでシンガポールに寄った。チャンギ空港の本屋を覗いたところ、運よく噂に聞いていた本を見つけた。前年末に出版された Robert Cribb の *Historical Atlas of Indonesia* (Curzon Press) だ。バラバラめくって拾い読みをする。内容が多岐にわたり、なかなか

2) さらにいえば、包括性や応答性を求める少数派や野党の声は、政府の許容度を越えたときが1987年10月の国内治安法に則った一斉逮捕行動(オペラン・ララン)であったといえるだろう。